

衆議院議員総選挙公約に対する指定都市市長会要請

我が国は、令和２年１月に日本国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されて以降、感染拡大の波が繰り返される中、長期にわたり、この「国難」とも言うべき脅威と闘っている。

全国２０の指定都市は、我が国の人口の２割を超える２，７００万人以上の市民が居住する大都市としての役割を果たすべく、一刻も早くこの難局を乗り越えるため、医療機関や関係団体と緊密に連携し、新型コロナウイルスワクチンの接種をはじめとした感染拡大防止に全力で取り組んでいる。

このような状況を踏まえ、引き続き最優先課題として、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るとともに、ポストコロナの新しい社会の実現に向け、我が国が直面する人口減少・少子高齢化や東京一極集中、デジタル化の一層の進展、脱炭素社会の実現や気候変動への適応など、国内外の社会経済情勢の大きな変化から生じる課題を克服し、地域活力の再生を確実に進めるために、国と地方、特に各圏域・地域の中核である指定都市が一丸となり、新たな社会の創造に取り組んでいく必要がある。

指定都市は、住民に身近な基礎自治体であるとともに、人口・産業が集積する大都市として、国の施策と連携して様々な取組を強力に進めているが、こうした取組をより一層推進していくためには、地方税財源の拡充強化と地方分権改革を同時に進めていくことが重要である。

貴政党におかれては、来たる衆議院議員総選挙の選挙公約に、次の提案を反映し、日本の持続的な発展並びに地域の特性に応じた多様な大都市制度及び大都市財政の実態に即応した地方税財政制度の確立に向けて、積極的に取り組まれるよう強く要望する。

《最重点項目》

1 指定都市市長会の全国的連合組織としての位置付けの明確化

日本の約2割の人口を抱え、各圏域における社会活動や経済活動の中心である指定都市は、周辺自治体との連携により圏域全体を活性化させ、我が国全体の成長をけん引する役割を担っている。一方で、指定都市は、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、急速に進行する少子高齢化や社会資本の老朽化など、大都市特有の課題を多く抱えている。

指定都市市長会は、こうした都市的課題の解決に向けて多面的な議論を行い、国に対する提言活動を継続的に実施してきているが、その意見は、十分に反映されているとは言い難い。大都市も含め、多様な地域の意見を国との政策協議に直接反映するためにも、指定都市市長の代表を「国と地方の協議の場」の構成員とする法改正を行うなど、指定都市市長会を全国的連合組織として明確に位置付けること。

2 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のあり方の見直し

- (1) 新型コロナウイルス感染症や今後の新たな感染症への備えを万全にするため、国と地方の役割分担や事務権限について、指定都市などの意見も踏まえ、引き続き検証を行い、明確にすること。

特に、指定都市など大都市部において多数の陽性者が発生している状況下にあって、保健所や地方衛生研究所、高度医療機関を有する指定都市が所在する道府県の果たす役割はその他の県とは異なる。さらに、指定都市は各圏域の社会経済活動の拠点として、所在する道府県内において事業所の4割以上が集積しているほか、新型コロナウイルス感染症の陽性者の約半数が集中することから、地域経済への影響は顕著となっている。

そのため、感染拡大防止策及び経済対策の両面において指定都市の役割が重要となるが、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」には設けられている指定都市の権限に関する特例が、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、「特措法」という）には設けられていないため、指定都市の事務・権限は極めて限定的となっている。

このことから、特措法に基づく道府県知事の権限を、希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲できるようにするなど、指定都市が地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる仕組みを構築すること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、指定都市など大都市部において多数の陽性者が発生している状況を踏まえ、指定都市が地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に活用できるよう、指定都市を直接交付の対象にするとともに、更なる増額や対象事業の拡充を図ること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、地方自治体が臨時的に必要な新型コロナウイルス感染拡大防止や経済対策等を行うことができるよう、地域経済や住民生活を守るために必要とされる額を確実に措置するとともに、交付金の算定に当たっては、市町村単位の陽性者数に基づき算定するなど、各市町村における財政需要をより適切に反映し、地域経済や住民生活に最も身近な基礎自治体である市町村に対してより重点的に配分すること。また、財政力に関わらず必要な額を措置するよう算定方法を見直すなど、大都市に十分配慮すること。さらに、ポストコロナに向けた経済構造の転換や好循環の実現に向けて引き続き歩みを進めていくため、各地方自治体の実情を踏まえて、柔軟で弾力的な運用を行うこと。
- (4) ワクチンについて、人口・人流の集中する大都市に対しては、全国的な感染拡大防止に向けた戦略的な供給を行うこと。また、効率的な供給・接種体制を確保・構築する必要があるため、ワクチン流通等の調整に関する道府県の権限を希望する指定都市に移譲すること。

3 多様な大都市制度の早期実現

基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度について、指定都市市長会の「多様な大都市制度実現プロジェクト」の議論も踏まえ、地方制度調査会における検討テーマにするなど、国や政党における法制化に向けた議論を加速させ、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

《重点項目》

1 子ども・子育て支援の充実

- (1) 国が必要とする1兆円超程度の子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」について、恒久的な財源により実施すること。
- (2) 子ども・子育て支援新制度施行や幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、増加する地方自治体における全ての経費への恒久的な財政措置を講ずるとともに、保育所等の施設整備に係る補助率の嵩上げ等の措置を講ずること。また、保育士等人材確保のため、公定価格の処遇改善等加算の拡充や地方自治体が実施する保育士確保策への財政措置を講ずること。
- (3) 医療的ケア児の保育所等への受入促進を図るため、各園への看護師等の配置に係る財政措置の更なる拡充や保育施設等における訪問看護サービス利用への医療保険の適用などの措置を講ずること。
- (4) 放課後児童クラブ等の運営費について、質の向上や人材確保のための処遇改善、効率的な運営の促進に要する経費及び施設を確保・維持するための賃借料負担への財政措置の充実を図るとともに、放課後子供教室と放課後児童クラブの連携、一体的運営を推進するため、両事業の推進及び安定的・継続的な実施に必要な財政措置を講ずること。
- (5) 国と地方自治体が協議の場を持ち、医療保険制度における子ども医療費助成制度のあるべき姿について共に議論した上で統一的な国の医療費助成制度を創設するとともに、子ども医療費助成に係る国民健康保険国庫負担金等の減額措置を廃止すること。
- (6) 不妊治療の保険適用のみならず、不育症に対する助成対象の拡大や検査及び治療等に対する保険適用を図ること。
- (7) 児童扶養手当引上げなど経済的支援や、ひとり親家庭の就労支援など、ひとり親家庭の支援策の拡充・強化を図ること。
- (8) 子どもたちが生まれ育った家庭の経済状況に左右されることなく、また、地域においても子どもが健やかに育成されるよう、学習支援や居場所づくりをはじめとする子どもの貧困対策に係る施策の改善・充実を図るとともに財政措置を講ずること。

2 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

- (1) システムの標準化を進める上で、指定都市特有の業務実態を標準仕様及びガバメントクラウドに反映するため、標準化に関する法律に基づく意見聴取団体として指定都市市長会を対象に加えること。
- (2) 標準化に関する法律施行以前に着手したものを含め、地方自治体の実情に応じて十分な財政措置を講ずること。
- (3) 指定都市ではシステム標準化に伴う業務再構築や執行体制の見直し等に期間を要することから、国は、速やかな情報提供とスケジュールどおりの標準仕様作成を行うとともに、標準準拠システムの開発についても主導的な役割を果たすこと。
- (4) 指定都市が抱える業務の規模や特性を踏まえた検討等に必要な期間や、多くの地方自治体が同時に標準準拠システムへの移行を進めることによるシステム事業者の対応能力等を考慮して、移行スケジュールについて柔軟な対応を行うこと。
- (5) 標準化対象となっている業務については市民への影響が非常に大きいことから、ネットワーク環境も含め、高い信頼性を有するガバメントクラウドを構築するとともに、そこで動作する標準準拠システムへの円滑な移行手法等を確立すること。
- (6) 住民の利便性向上と現金取扱い事務の負担軽減の理由から、地方自治体において、各手数料の支払のキャッシュレス化のニーズが高まっているが、行政区を有する指定都市では、支所なども含め窓口数が多く、導入経費の増加が避けられないことから、決済端末設置費用などキャッシュレス決済の導入について必要な財政的支援を行うこと。また、キャッシュレス決済の導入により、差し引かれた決済手数料について繰替払等の会計処理が増加することから、今後の利用拡大を見据え、会計処理を簡素化するなど地方自治法等を見直すこと。

3 脱炭素社会の実現

- (1) 脱炭素社会の実現に向けた取組を組織横断的に推進するため、効果的な財政支援を充実・強化するとともに、省庁や所管の枠を越えた政策を国主導で講じ、指定都市が実効性ある取組を推進できるよう情報提供等を行うこと。
- (2) 長期戦略等を見直すに当たっては、目標達成に確実に資すると同時に、地域課題の解決にも寄与する取組を後押しし、SDGsの達成に貢献するものとする。

4 地方税財源の拡充強化

- (1) 消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。また、地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。
- (2) 大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。また、道府県から指定都市に移譲されている事務・権限等について、所要額が税制上措置されるよう、税源移譲により大都市特例税制を創設すること。
- (3) 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、大都市特有の財政需要を反映させるなど、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること。
- (4) 臨時財政対策債は相対的に指定都市への配分割合が大きいため、指定都市の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合は拡大しており、市債発行額抑制や市債残高削減の支障となっている。地方財源不足の解消は地方交付税の法定率引上げなどによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。また、既往債の元利償還金については、その全額を将来に渡り確実に地方交付税措置すること。

**令和3年8月24日
指定都市市長会**